

船橋に備え置いてください！

気仙沼港の地域的情報(参考)

1. 気仙沼港周辺の気象・海象及び地域特性

- ・気仙沼湾は御崎岬と岩井崎との間にあり、その中央に大島があり東湾と西湾の2つに分かれ両湾とも南方に開き、南寄りの風が強い時には多少の波浪がある。
- ・春から夏にかけては三陸特有の濃霧が多発する。
- ・冬場は西高東低の気圧配置により、北または北西の季節風の影響を受けやすい。

2. 気仙沼港における港則法に基づく港長勧告基準

勧告の種類	条件
警戒勧告 (第1体制)	・気象庁が発表する気象警報・気象情報において、気仙沼地域が、おおむね24時間以内に、最大風速18m/s以上(陸上)の強風になると予想され警報級の可能性が高い場合、有義波高6m以上の波浪になると予想され警報級の可能性が高い場合、又は警戒勧告が相当と認められる場合
避難等勧告 (第2体制)	・気象庁が発表する気象警報・気象情報において、気仙沼地域が、おおむね24時間以内に最大風速25m/s以上(陸上)の暴風になると予想される場合、波浪警報が発表された場合、又は避難等勧告が相当と認められる場合 ※波浪警報の発表による避難等勧告は、波向が東寄り(北東から南東)の場合に限り発出する。なお、波浪警報による避難等勧告の発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。

※勧告の内容については、別添をご覧ください。

3. 気仙沼港内での錨泊について

- ・気仙沼港内は狭隘であるため、原則錨泊はできません。
- ※他の航行船舶に支障をきたす
※養殖施設が多く走錨及び振れ回りによる同施設損壊の危険

緊急連絡先

気仙沼海上保安署
宮城県気仙沼土木事務所

☎0226-22-7084

☎0226-22-2622

気仙沼海上保安署ホームページ

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/O2kanku/miyagi/kesennuma/>



各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。

台風・発達した低気圧等

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告 (第 1 体制)	・ 気象庁が発表する気象警報・気象情報において、気仙沼地域が、おおむね 2 4 時間以内に、最大風速 1 8 m/ s 以上（陸上）の強風になると予想され警報級の可能性がある場合、有義波高 6 m以上の波浪になると予想され警報級の可能性がある場合、又は警戒勧告が相当と認められる場合	・ 条件となる気象情報等の発表時	・ できる限り余裕のある時期に、係留索の増取り等の係留強化、船倉蓋や水密扉の閉鎖、小型船にあつては陸揚げ固縛等を行う。 ・ 港内に在泊することにより危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、できる限り余裕のある時期に出港し、台風又は低気圧の影響を受けない沖合等の安全な海域に避難する。
避難等勧告 (第 2 体制)	・ 気象庁が発表する気象警報・気象情報において、気仙沼地域が、おおむね 2 4 時間以内に最大風速 2 5 m/ s 以上（陸上）の暴風になると予想される場合、波浪警報が発表された場合、又は避難等勧告が相当と認められる場合 ※波浪警報の発表による避難等勧告は、波向が東寄り（北東から南東）の場合に限り発出する。なお、波浪警報による避難等勧告の発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。		・ 速やかに荷役、作業を中止し、係留索の増取り等の係留強化、船倉蓋や水密扉の閉鎖、小型船にあつては陸揚げ固縛等を行う。 ・ 港内に在泊することにより危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、直ちに発出港し、台風又は低気圧の影響を受けない沖合等の安全な海域に避難する。
勧告解除	・ 勧告の基準となる条件が解除（又は変更）され、港内の安全が確認された時		勧告を解除する。

※各勧告の内容は、船長が自船の性能、気象・海象等のあらゆる条件を考慮して行う最善の判断による措置を妨げるものではない。